

第4次佐渡市地産地消推進計画進捗状況（令和7年度実績）

【基本目標】

「地域の資源を活用しながら食と農林水産に関する経済をつなぐ」

《数値目標》

学校給食における地場産物の使用割合 30%

（学校教育課）

	令和5年実績	令和6年度実績	令和7年度実績
学校給食における地場産物の使用割合（%）	22.8	20.3	19.5

基本方針Ⅰ：生産 ～安全で安心な農林水産物の供給～

（Ⅰ）担い手の育成・確保

○地域の農林水産業を担う多様な担い手の確保

・農業協同組合や農業振興公社等と連携し、新規就農者の確保・育成と担い手のスキルアップを支援します。（農業政策課）

→引き続き関係機関と連携し、就農相談から就農後の定着まで切れ目のない支援を行いました。

・企業の農業参入の促進等、意欲ある担い手の確保に取り組みます。（農業政策課）

→農業参入を検討している法人に対して、どのような形態がよいか、農地中間管理事業貸借契約の内容、補助金活用要件など円滑に事業開始できるようにサポートをしました。

・現役生産者からの技術継承、ほ場等の第三者移譲、ほだ木の切り出し、提供など、生産者・地域・企業がそれぞれの役割をもち、地域全体を巻き込んで地域連携型しいたけ栽培体制づくり（モデル事業）に取り組みます。（農林水産振興課）

→事業体制の構築に向けて検討を進めています。

・意欲ある新規漁業就業者を確保し、経営能力の高い漁業者に育成するために、漁協や漁業者と共に各種支援を行います。（農林水産振興課）

→独立する漁業者に漁船のリース料やその他漁業に必要な経費等を支援しました。また、漁業に興味がある人に漁師との面談の場を設定し、漁業体験を実施しました。

- ・漁業や補助事業の情報を市内外へ発信し、就業希望者を確保します。(農林水産振興課)
- 佐渡市ホームページで漁業と漁業以外の仕事を兼業する兼業漁業者を募集しました。
さらに、東京で開催された漁業就業支援フェアに参加し、新規就業者を募りました。

≪数値目標≫ (農業政策課、農林水産振興課)

	令和5年実績	令和6年度実績	令和7年度
新規就農者数 ※調査対象期間 1/1～12/31	16人/年	12人/年	12人/年

	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度
原木乾燥しいたけ生産者数	56人	46人	47人

	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度
支援した漁業就業希望者 (累計)	12人	12人	13人

(2) 産地の育成・強化

○産地の育成・強化

- ・農地の集約化や生産作物の複合化による生産体制の強化や集落営農の推進など、地域の実情や特色に合わせた体制づくりを進めます。(農業政策課)
- 効率化を図るため、農地の集約化は重要な手段ではあるが、地域の実情や特色に合わせた集約化が必要であり、集落営農の推進も合わせて地域に入って協議しています。
- ・国中基盤整備地区での園芸生産の導入支援と組織化、共同化を推進します。
(農業政策課)
- 大規模な園芸産地の育成を関係機関と協議しており、各地区でのプレーヤーや取組にかかる整備等の支援を検討しています。特に、基盤整備地区での園芸導入については、関係機関と連携した取組みが求められるため、引続き、組織化等の情報を収集しながら、関係機関と連携して、導入品目や生産体制などの方向性を精査していきます。
- ・原木乾燥しいたけをはじめとした特用林産物の生産振興は、林家の安定した収入源の確保となり、島内に豊富にある広葉樹の活用と森林の更新にも寄与することから、生産量の増加に向けて生産者の育成や生産技術の向上に取り組みます。
(農林水産振興課)
- 研修会の開催や機械設備の助成や後継者および機械設備のマッチングを行い、生産者の育成や生産技術の向上を図っています。

- ・漁業者や企業、大学・研究機関等と連携して海洋深層水を活用したコンブやウニなどの促成養殖技術の確立に取り組みます。(農林水産振興課)
- 海洋深層水を活用してコンブ種苗の生産をし、養殖をする漁業者に配布しました。また、海洋深層水施設でエゾバフンウニの養殖を行い、試験的に飲食店等に出荷しています。

(3) 農地の有効活用

○農地の集積・集約

- ・農地の集積・集約化を進め経営の効率化を図り、地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、「地域計画」に基づいて推進します。(農業政策課)
- 地域計画は地域での話し合いをもとにブラッシュアップしていくことが重要であり、地域農業の将来を考えていくために、関係機関と連携し、地域へ入って推進していきます。
- ・新規就農者や規模拡大を目指す農業者が効率的に農地の借受けができるよう農地情報を共有するとともに、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を支援します。(農業政策課)
- 借受け可能な農地情報を新規就農者や農業者に共有するには関係機関の連携し、その情報を速やかに提供できるかが重要であり、今後も関係機関と連携していきます。

(4) 安全・安心の確保

○食の安全な農林水産物に対する正しい理解の啓発

- ・農業者に対しては、適正な農薬使用や耕畜連携による畜産堆肥を活用した土づくりの推進を図ります。(農業政策課)
- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、堆肥を他者に渡す場合は、有償・無償を問わず届出が必要となります。出す側、受ける側の両者が正しい理解が図れるよう、関係機関と連携し引継ぎ啓発を行います。
- ・消費者に対しても、地域で生産された農林水産物の安全性や、減農薬栽培等による付加価値がついた農産物に対する正しい理解の啓発を行います。(農業政策課)
- 令和8年4月からは、組織的な試行として、健康医療対策課の栄養士を農業政策課の業務に積極的に関わってもらうよう調整し、組織横断的に消費者の健康や栄養面からの視点と世界農業遺産をはじめとする環境負荷を低減した生産の取組を知ってもらうよう取組を進めています。

・漁業者や水産加工業者、流通業者に対しては、水揚げされた水産物の品質・衛生管理の意識を高めるための取組を進めます。(農林水産振興課)

→漁協関係者や行政を対象に魚市場の衛生管理に関する講習会を開催しました。

○安全・安心な農林水産物の生産拡大

・生きものを育む農法や環境保全型農業等の取組を推進します。(農業政策課)

→みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減と生産性向上を両立させる持続可能な取組みとなるよう、引き続き市独自の制度である生きものを育む農法支援や環境保全型農業の取組者が増えるよう推進します。

・農林水産物を安定的かつ継続的に供給するため、認定農業者をはじめとする担い手や、新規就農者及び新規漁業者を育成・確保するとともに、高齢者や女性など多様な担い手を確保し、その経営の安定化と活躍が図られるよう支援します。

(農業政策課)

→認定農業者や新規就農者に対しては規模拡大や集約化、補助金活用などを推進し、高齢者や女性などの多様な担い手に対しては無理なく続けられる設計を提供できるよう支援していきます。

基本方針2：加工 ～地域農産物のフル活用～

(1) 地域産品のブランド化

○「朱鷺と暮らす郷」の普及・販売促進

・生きものを育む農法により栽培された佐渡産ブランド米「朱鷺と暮らす郷」について、普及と販売促進を進めます。(農業政策課)

→JA等と協力し、島内外において「朱鷺と暮らす郷」の販売促進会、PRを実施し、販売促進に繋げています。また、令和8年1月より、佐渡で生まれた子供へ、初めての離乳食用として無農薬・無化学肥料の「朱鷺と暮らす郷」をプレゼントし、若い子を持つ親に佐渡の安全な食材をPRしています。

○「サドメシラン店舗」の認定

・佐渡産食材を積極的に取り扱っている飲食店や小売店を「サドメシラン認定店」として市のホームページ等で広く周知し、佐渡産食材の積極的な利活用に寄与するよう努めます。(地域産業振興課)

→佐渡産食材を積極的に取り扱う飲食店・小売店を「サドメシラン認定店」として認定し、市ホームページ等を通じて周知を図っています。

また、観光誘客と連動した情報発信や各種プロモーションにおいて認定店の露出強化に取り組んでいます。

加えて、認定店舗に対しては LINE 登録によるセグメント配信を行い、各店舗のニーズに応じた情報提供や産品事業者とのマッチング支援を実施するなど、継続的な関係構築と取引機会の創出に取り組んでいます。

今後は、島内の認定店舗数の拡大を図るとともに、SNS 等も活用した情報発信の強化や観光コンテンツとの連携により、認知度向上と佐渡産食材の消費拡大につなげていきます。

《数値目標》（地域産業振興課）

	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度
サドメシラン認定店舗数	125 店舗	135 店舗	140 店舗

○地域ブランドの展開

・世界農業遺産や生物多様性ブランドの活用を通じて、佐渡産農産物のブランド価値を高めていきます。（農業政策課）

→トキを象徴とした佐渡の米作りの特徴である生物多様性保全型農業をPRし、安心・安全な米として普及に努めています。

・世界農業遺産ブランドを証明するマークとして、「トキと共生する佐渡の里山」のブランドマークの活用を推進するため、広くPR活動に取り組めます。（農業政策課）

→各イベント等において、米作りだけでなく、佐渡の歴史や農文化等も交えて世界農業遺産の取組を紹介することにより、ブランドマークの認知度向上に努めています。

・オーガニックモデル事業の確立を行い、新たな分野での地位確立を目指すことで佐渡の魅力向上につなげます。（農業政策課）

→無農薬無化学肥料栽培米を保育園では通年、小中学校においては2か月の提供を安定的に実施しています。また、令和8年1月から、3、4カ月健診においてはじめて口にするおかゆとして乳児に食べていただくため、2キロのお米の提供を始めました。

また、これまで子ども若者課、学校教育課の栄養士との連携により、保育園や小学校への食と農と環境の取組を紹介してきました。令和8年4月からは、組織的な試行として、健康医療対策課の栄養士を農業政策課の業務に積極的に関わってもらうよう調整し、組織横断的に消費者の健康や栄養面からの視点と世界農業遺産をはじめとする環境負荷を低減した生産の取組を知ってもらうよう取組を進めることとしています。（再掲）

- ・全佐渡乾しいたけ品評会や講演を含んだ研修会の開催により、生産者の品質に対する意識づけや、さらなる技術研鑽と意欲向上を図ります。(農林水産振興課)
→R7年度は、品評会を1回、研修会を5回開催しました。
- ・佐渡海洋深層水を利用した蓄養・養殖を推進し、水産物の市場流通量が減少する夏季に付加価値の高い水産物の流通量の増加を図ります。(農林水産振興課)
→冬が出荷時期であるマガキを海洋深層水で蓄養し、夏場でも出荷できるよう試験を行い、島内外のイベント等で販売しました。
- ・魚の血抜きや神経締め処理などの鮮度保持や新たな加工品開発によるブランド化を推進します。(農林水産振興課)
→血抜きや神経締めを行い、鮮度保持・付加価値向上に取り組んでいます。

(2) 6次産業化の促進

○6次産業化と農商工連携の推進

- ・地域資源の活用、企業間連携及び農商工連携による市内経済循環の仕組みを構築します。(地域産業振興課)
→地域資源を活用した商品開発や高付加価値化に向け、生産者・加工事業者・販売事業者間の連携促進に取り組んでいます。
また、事業者間のマッチングや販路開拓支援を通じて、原材料の供給から加工・販売までの一体的な取組を推進しています。あわせて、商品ブラッシュアップや情報発信支援を行い、域内外での販売拡大につなげることで、市内経済の循環と事業者の収益向上を図っています。今後は、関係事業者をつなぐ支援体制の強化により、6次産業化の取組を面的に広げ、持続的な経済循環の仕組みづくりを進めていきます。
- ・農林漁業者が生産から新たな商品の加工・販売まで一体的に取り組む、6次産業化を支援します。(農林水産振興課)
→漁業集落が取り組む生産や加工、販売等の取組を交付金により支援しました。

基本方針3：流通・販売 ～地域内流通の仕組みづくりと販路の確保～

(1) 消費拡大に向けた販売・流通体制の構築

○直売所等との連携

- ・食品ロスや農家の所得向上のため、農家のECサイト等への出品支援や規格外農産物の取り扱いの拡充を図ります。(農業政策課)
→アクションプラン作成のなかで、生産者、消費者(利用する側)のニーズのすり

合わせを行い、規格外農産物の利用拡大を進められるよう各 JA 佐渡の生産者部会等において協議していく予定です。

・「直売所 新鮮空間よらんか舎」を中心に、直売所等との連携を図ります。

(農業政策課)

→引続き、「直売所 新鮮空間よらんか舎」を核にし、ヤマト運輸との連携を軸に、流通の安定化を図り、取組みを拡大するため、生産者の拡大に努めます。

○小売店での地産地消の推進

・漁業者団体と加工事業者やネット販売事業者、学校給食センター等との連携強化を推進します。(農林水産振興課)

→具体的な連携には至っていないが、連携に向けた体制整備に努めます。

・佐渡産品の既存ルートの継続的販売に加え、新たな販売網の確保に取り組みます。

(農業政策課・地域産業振興課)

→島外の米穀店等が開催するイベントに積極的に参加するほか、姉妹都市等の祭り等のイベントに出店し、「朱鷺と暮らす郷」や「佐渡棚田米」のPRを行っています。

→既存の販売ルート(道の駅、EC、百貨店催事等)における継続的な販売支援を行うとともに、首都圏を中心とした新規取引先の開拓や、オンライン販売の強化に取り組んでいます。

今後は、産品事業者の販売力向上を図るため、商品ブラッシュアップや情報発信支援を一体的に進めます。

○広域連携による取組

・物産品の販路拡大を目指し、首都圏や海外をターゲットとしたプロモーションやバイヤーとのマッチングなどを強化します。(地域産業振興課)

→首都圏における物産展や商談会への出展支援、バイヤーマッチングの機会創出により、佐渡産品の販路拡大を推進しています。

また、海外展開についても関係機関と連携し、テストマーケティング等に取り組んでいます。

・新たな販路開拓や利用促進を図るため、新潟県及び姉妹都市等との広域連携を活用し、積極的な情報交換や集客力のあるイベント等を通じて広く情報発信を行います。(地域産業振興課)

→新潟県や姉妹都市等との連携を活用し、集客力のあるイベントへの出展や観光プロモーションと連動した物産PRを実施しています。

あわせて、広域的なネットワークを活かした情報発信により、佐渡産品の認知度

向上を図っています。

○地域内流通の仕組みづくり

・学校及び保育園給食への安定供給を可能とし、生産者の意欲向上とやりがいにつながるよう新たな仕組みづくりに取り組みます。(農業政策課)

→引続き、ヤマト運輸との連携を軸に、流通の安定化を図り、取組みを拡大するため、生産者の拡大に努めます。(再掲)

(2) 地産外消の推進

○多様な主体と連携した地産外消の推進

・販売流通網の整備を行い、生産者等の所得向上を図ります。

(地域産業振興課、農業政策課)

→農家の EC サイト等への出品支援や規格外農産物の取り扱いの拡充を図り、農家所得につながるよう検討を進めます。

→生産者・加工事業者・販売事業者をつなぐ体制整備を進め、安定的な販売流通網の構築に取り組んでいます。

また、外部バイヤーとのマッチングや販路開拓支援を通じて取引拡大を図り、生産者等の所得向上につなげています。

今後は、産品事務局機能の強化等により、販売・PR・流通を一体的に支援する仕組みづくりを進めていきます。

・佐渡産ブランド米「朱鷺と暮らす郷」など地場産品の販売を促進するため、生産者をはじめ農業協同組合、民間流通事業者、市場など地域活性化パートナーと販路拡大、開拓に取り組みます。(農業政策課)

→島外の米穀店等が開催するイベントに積極的に参加するほか、姉妹都市等の祭り等のイベントに出店し、「朱鷺と暮らす郷」や「佐渡棚田米」のPRを行っています。(再掲)

(3) 学校・保育園給食等における地場産物の使用拡大

○学校・保育園給食等における地場産物の使用拡大促進

・地場産物の使用拡大のため、生産者・直売所・民間流通事業者・栄養士・調理員等で現状と課題の洗い出しを行い、実現可能な具体的方法を検討していきます。

(学校教育課、子ども若者課)

→生産者が直接保育園に納品を行い、生産者が納品できない園は、ヤマト運輸に配送をお願いしている(子ども若者課)

→定期的に栄養教諭と佐渡産物を納品できる業者について情報交換をした。またそこで得た情報から、令和7年度新規の佐渡市内の生産者から農作物を納品してもらい、学校給食として提供することができた。(学校教育課)

基本方針4：普及 ～生産者と消費者の相互理解の促進～

(1) 農林水産業とふれあう場の創出

○地産地消等を学ぶ場の創出

- ・新潟県では、農林漁業や郷土文化に関する技能を持ち、体験指導を行える方を「にいがた『なりわいの匠』」（農村漁村体験インストラクター）として県知事が指導者に認定する事業に取り組んでいます。『なりわいの匠』を活用し農業体験や料理教室等を通じて、農林水産業や地産地消を学ぶ取組を支援します。（農業政策課）

→

(2) 食育の推進

○食育を通じた地産地消の取組

- ・市内の保育園や小・中学校での食育プロジェクトを進め、本市の豊かな自然と地域資源への理解を深めるなど、食の安全安心について啓発します。また、首都圏等の小学校においても展開を図ります。（農業政策課、子ども若者課、学校教育課）
- 年長児の親子を対象に食育教室を実施しており、令和7年度は無農薬米を使用したおにぎりクッキングを実施しました。生産者から無農薬米についてお話していただいています。（子ども若者課）
- 栄養教諭が管轄の学校に訪問し、児童・生徒に向け、地産地消に関する授業を行いました。佐渡で生産される食材や、生産者への感謝を忘れないことなどを理解してもらいました。（学校教育課）
- 子ども若者課、学校教育課の栄養士との連携により、保育園や小学校への食と農と環境の取組を紹介する取組を進め、保育園において、試行的に通年での食育を実施することとしました。農産物を生産から消費までの期間での学びを継続し、一過性ではない取組みとして知識や体験の定着を図ります。（農業政策課）
- ・無農薬無化学肥料栽培米や有機野菜による安全で質の高い給食の提供及び地産地消を図り、幼児期からの食育を推進します。（農業政策課）
- 無農薬無化学肥料栽培米を保育園では通年、小中学校においては2か月の提供を安定的に実施しています。また、令和8年1月から、3、4カ月健診においてはじめて口にするおかゆとして乳児に食べていただくため、2キロのお米の提供を始めました。
- ヤマト運輸と有機農産物の栽培者の連携により、有機野菜の提供の体制が整いつつあるため、引続き、生産者の拡大を図ります。
- ・地域や学校・保育園給食等において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、次

- 世代へ継承することを推進します。(学校教育課・子ども若者課・健康医療対策課)
- 旬の食材を使用した郷土料理を取り入れています。(子ども若者課)
 - 給食週間をはじめ、特定の週でテーマを設け、市内・県内・国内・外国の郷土料理を学校給食で提供することにより、多種多様の食文化に触れてもらう機会を設けました。(学校教育課)

- ・小・中学校の児童・生徒、保育園の園児と生産者との交流会等の実施により、食と農への理解を促進します。(農業政策課・子ども若者課、学校教育課)
- 地域の生産者が講師となり、年間をとおして野菜の栽培の指導をしてもらっています。(子ども若者課)
- 学校行事として、学校給食の時間に農産物の生産者を招き、児童・生徒とともに給食を食べる交流の場を設けました。生産の実情や生産者の思いを知る機会となりました。(学校教育課)
- J A佐渡やJ A佐渡青年部、女性部などの団体が個々に学校や保育園と調整して交流会や食育体験などを実施していますが、重複した取組みやアンバランスな取組にならないよう一度関係機関において整理し、佐渡島内の取組を共有しながら、効果的に実施できるよう調整していきます。(農業政策課)